

第2章 史跡を取りまく環境

第1節 自然的環境

(1) 地形・地質

川崎市は神奈川県の北東部に位置し、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる市域を形成している。これは大正13（1924）年に川崎町、御幸村、大師町の合併で川崎市が誕生してから、多摩川に沿って、隣接する町村を市域に編入しながら拡大していったことによる。市域の地形は変化に富んだ多様な様相を呈し、北西部の多摩区・麻生区は、緑豊かな山林が比較的多く残る多摩丘陵に所在し、中原区・高津区・宮前区は緩やかな起伏の連なる多摩丘陵縁辺部と多摩川流域の低地が大部分を占め、南東部の川崎区・幸区は多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置している。

多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が220mから120mへ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約50万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ（T1）面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高100mから80mほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ（T2）面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約25万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高45mから30mの台地が広がっており、約13万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面（下末吉(S)面）で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び宮前区野川の地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約2.6kmの距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高40～42mで、平坦部の最長距離は東西が約650m、南北が伊勢山台で約250m、影向寺台で約350mを測る。また、北側の沖積低地との比高差は約30mで、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(2) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年・野川及び宮前区野川における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報（種数等）については、麻生区黒川や多摩区柘形の生田緑地等で、川崎市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査（河川水辺の国勢調査）、環境影響評価に伴う調査（主に陸上が対象）等が実施されている。これら生き物に係る調査結果の一部を用いて、生き物の種数等を整理したものが第1表である（「生物多様性かわさき戦略」第2章、表2-1 [p.13] より引用）。

この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を

捉えることは困難であるため、川崎市全体における生き物の現状を必ずしも表していないが、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られることから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。しかし、生き物の個体数自体が気候や食料等の複合的な要素によって年により自然に変動する可能性があることを考慮すると、増加や減少等の傾向は単年度の調査や過去の情報の集計だけでは判断しにくいのが現状である。

橘樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていくにあたっては、官衙が展開した古代における生き物（植生や生物等）を知る必要があることから、今後詳細な調査を実施する必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数の整理の例

分類群	既往文献調査 注1		環境影響評価調査 注2	
	全体	希少種 注3	全体	希少種
植物	1,464種	93種	890種	8種
哺乳類	14種	4種	10種	2種
鳥類	179種	87種	106種	41種
両生類	9種	6種	4種	2種
爬虫類	13種	7種	12種	6種
魚類	54種 注4	14種	62種 注5	12種
昆虫類	(未整理)		733種	3種
クモ類	(未整理)		186種	0種
合計	—	211種	—	74種

注1：（出典）川崎市生物多様性施策整理報告書、平成22（2010）年度

※川崎市自然環境報告Ⅱ（1991）等、既往の資料をとりまとめたもの

注2：（出典）川崎市生物多様性推進事業実施補助等業務報告書、平成23（2011）年度

※平成14（2002）年～平成23（2011）年に川崎市内で実施された環境影響評価対象事業のうち、生物調査を実施した15の事業についての調査結果をとりまとめたもの

注3：希少種は環境省レッドリストあるいは神奈川県レッドデータブックのいずれかに掲載されているもの

注4：「川崎市域の魚類、川崎市自然環境報告Ⅱ（1991）増淵和夫」、「いるぞ！いるぞ！川の生きもの～かわさき～、川崎市公害研究所、平成15（2003）年度」から整理したもの

注5：川崎市水質年報、平成22（2010）年度から市内の河川や多摩川河口域で確認された魚類を整理したもの

第2節 歴史的環境

（1）遺跡群周辺の歴史的な経過

「橘樹官衙遺跡群」や「橘樹郡家」の「橘樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橘樹郡を指している。橘樹の名の初見は、『日本書紀』安閑天皇元年条（6世紀前半）の記事に載る、朝廷に献上された屯倉4ヶ所の1つとしての「橘花」屯倉である。和銅6（713）年に出された勅により、地名は2字の好字を用いて表記することになった際、「橘」に「樹」を加えて「橘樹郡」とし、そのまま「たちばな」と呼んだ可能性が高いと推測されている。この橘樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる。その橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡が所在している高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川府を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して橘樹郡千歳村となり、明治11（1878）年に村名変更した千年村の名を町名として引き継いだ地区である。明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橘樹郡橘村となり、昭和12（1937）年に川崎市に編入されるまで「橘樹」・「橘」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和

13（1938）年に現在の宮前区・多摩区の地域が川崎市に編入されたことにより、古代から続いた橋樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は現在でも地区名や学校、施設、企業等の名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区野川・宮前区野川は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して橋樹郡野川村となり、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橋樹郡宮前村となり、昭和13（1938）年に川崎市に編入され川崎市野川になった。

（2）川崎市の歴史的な特徴

川崎市内の丘陵から流れる矢上川・三沢川・五反田川・有馬川・平瀬川等の小河川は、いずれも多摩川または鶴見川に合流し、この二つの水系を中心に古くからの流域文化が形成された。また、江戸時代の初期には多摩川から分水した二ヶ領用水が開削され、流域諸村を広く潤した。こうした河川・用水を有する風土が、地域の歴史の展開にさまざまな影響を与えた。

市域で、人類の活動の痕跡が初めて見られるのが、約3万年前の旧石器時代であり、宮前区の鷺ヶ峰遺跡や麻生区の黒川東遺跡等の遺跡が知られている。

縄文時代の早期には、高津区の子母口貝塚（神奈川県指定史跡）で全国的にも著名な土器型式である「子母口式土器」や石器とともに、マガキ・ハマグリ・ヤマトシジミ等の貝類やイノシシ・シカの獣骨、スズキ・クロダイ等の魚骨が発掘されており、当時の生活をうかがうことができる。縄文時代中期には、宮前区の潮見台遺跡、麻生区の宮添遺跡等から、中央に広場のある円形・馬蹄形の集落跡も発掘されている。

弥生時代には、稲作農耕を中心とした社会が形成され、集落とともに方形周溝墓等の墓域が作られるようになった。幸区に所在する通称「加瀬山」と呼ばれる丘陵斜面部に作られた南加瀬貝塚は、全国的にも珍しく、縄文時代の貝塚の上に弥生時代の貝塚が形成されていたことが発掘調査で判明し、縄文時代と弥生時代の前後関係を明確にした、学史上きわめて重要な遺跡として知られている。

弥生時代から古墳時代にかけては、階級の差が現れ、政治経済の発展とともに古墳に象徴される豪族を中心とした社会が形成され、幸区南加瀬の白山古墳のように全長87mを超える大型の前方後円墳も築かれた。

さらに、古墳時代後期から終末期になると、多摩川や矢上川に面した丘陵部や台地上には、中原区と高津区の境に位置する蟹ヶ谷古墳群、高津区の西福寺古墳（神奈川県指定史跡）や宮前区の馬絹古墳（神奈川県指定史跡）等の梶ヶ谷古墳群、多摩区の根岸古墳群等のような古墳群も多く築かれた。

奈良・平安時代には、市域のほぼ中央に位置する高津区千年に、郡の役所である橋樹郡家がつくられ、「橋樹郡」として五畿七道や国郡里制による律令国家の地方支配体制に組み込まれた。また、当時最先端の文化である仏教文化を取り入れ、古代影向寺が宮前区野川に造営された。現在の影向寺には木造薬師如来両脇侍像（国重要文化財）、高津区千年の能満寺には木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）、麻生区岡上の東光院には木造兜跋毘沙門天立像（川崎市重要歴史記念物）等、古代の仏教文化を伝える平安仏が市内に残されており、古代の仏教文化をうかがうことができる。また、古代には火葬が行われるようになり、五反田川や有馬川流域で多くの火葬蔵骨器が発見されている。前述した幸区南加瀬の白山古墳南麓で発見された、市内出土で

唯一の国宝である秋草文壺も火葬蔵骨器として利用されたものである。

鎌倉幕府が開かれると、源頼朝の御家人・稲毛三郎重成は現在の多摩区を拠点に、幕府の防衛線の一角を築くことになった。また、鎌倉時代前期には、麻生区王禅寺の山中で日本最初の甘ガキが発見され、禅寺丸柿と呼ばれて、今に伝わっている。室町時代には、太田道灌が幸区の加瀬山に城を築こうとした伝承が残っており、それが現在も公園名等に残る「夢見ヶ崎」の由来とされる。その後、戦国時代には市域は小田原北条氏の領国となり、支配の様子を伝える古文書も中原区の日枝神社や泉澤寺等に残されている。

江戸時代には、東海道に川崎宿が成立し、将軍のための御殿や地域支配の拠点である代官の陣屋がおかれた中原往還の小杉、矢倉沢往還（大山街道）の二子・溝口、津久井道の登戸等の宿場的な村々を中心に地域の開発が行われた。市域の主要な生産は農業であり、特に江戸時代初期から塩の確保については、大師河原村周辺に塩田を開く等して積極的に行われたほか、川崎領の梨、溝の口村の醤油、多摩丘陵での養蚕、禅寺丸柿や黒川炭等、各地域の特産品の生産がさかんになった。

明治時代に入ると、近代工場の進出等により、急速に工業化への道を辿っていくことになった。特に江戸時代、川崎宿には町人や職人が定住していたので、後の近代的な町を形成していく母体になった。昭和時代には、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきたが、今日では最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野等の研究開発機関や企業が集積する、世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

（３）川崎市における歴史・文化資源の状況

川崎市内には、平成30（2018）年7月1日現在、史跡橘樹官衙遺跡群を含め国指定文化財16件（建造物7、絵画1、彫刻1、工芸2、古文書1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）、県指定文化財27件（建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2）、市指定文化財113件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、考古資料16、無形民俗文化財2、民俗資料8、史跡1、天然記念物1）の合計156件の指定文化財とともに、国登録文化財4件（登録有形文化財3、登録記念物1）、県選択無形文化財1件があり、都市化の進んだ本市ではあるが、多くの貴重な文化財が現在まで伝わっている。

第3節 社会的環境

（１）人口

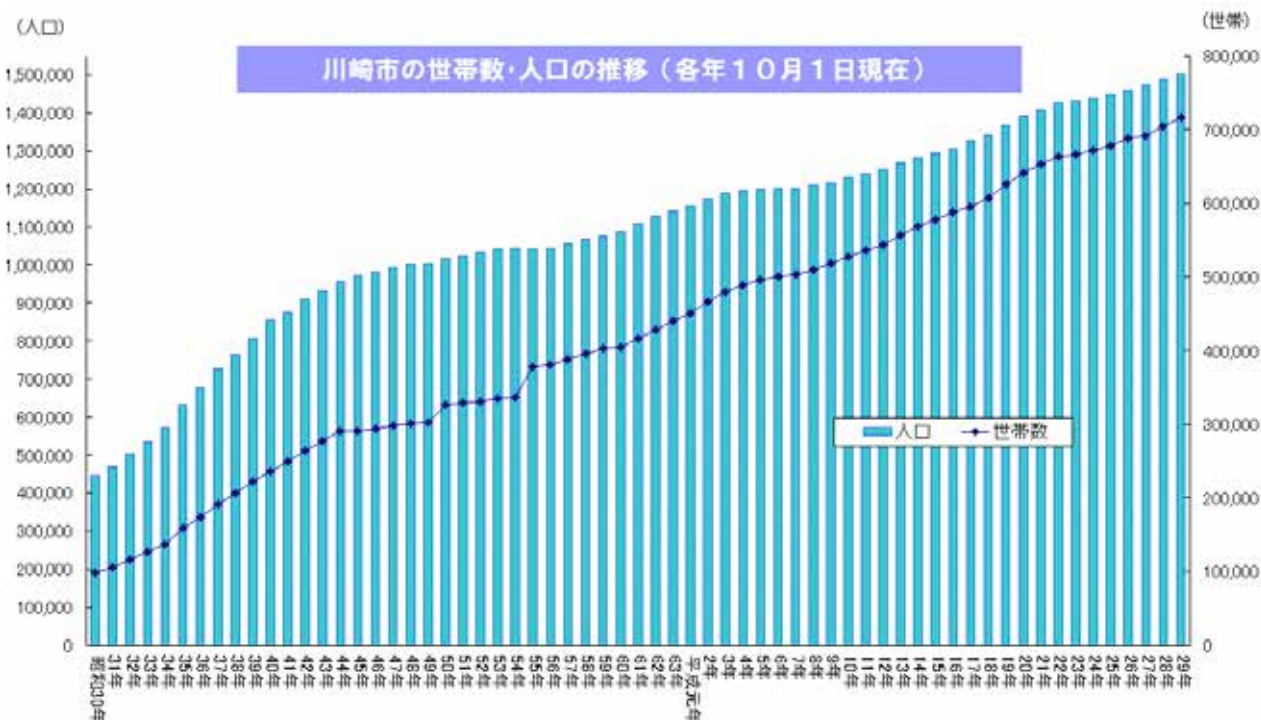
橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県東部に位置している。東京都心からはほぼ20km圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも10km圏で、二大都市圏のほぼ中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。平成30（2018）年5月1日における川崎市の人口は1,513,757人、世帯数は725,938世帯、人口密度は10,707人/km²である。

全国的に人口減少が進む中、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等から、活力ある都市として人口の増加が続いている（第5図）が、平成29（2017）年に公表した将

来人口推計では、平成42（2030）年をピークとして人口減少へ転換することが見込まれている。

また市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の調査結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。平成27（2015）年国勢調査での就業人口は674,800人で、第1次産業従業者は3,000人（0.5%）、第2次産業118,800人（18.1%）、第3次産業は534,500人（81.4%）となっている。5年前の平成22年国勢調査の結果と比較すると、就業人口が5.7%増加しているが、第1次産業では22.7%、第3次産業では13.7%と大きく増加しているのに対して、第2次産業では6.3%の減少している。

第5図 川崎市の世界帯数・人口の推移（各年10月1日現在）

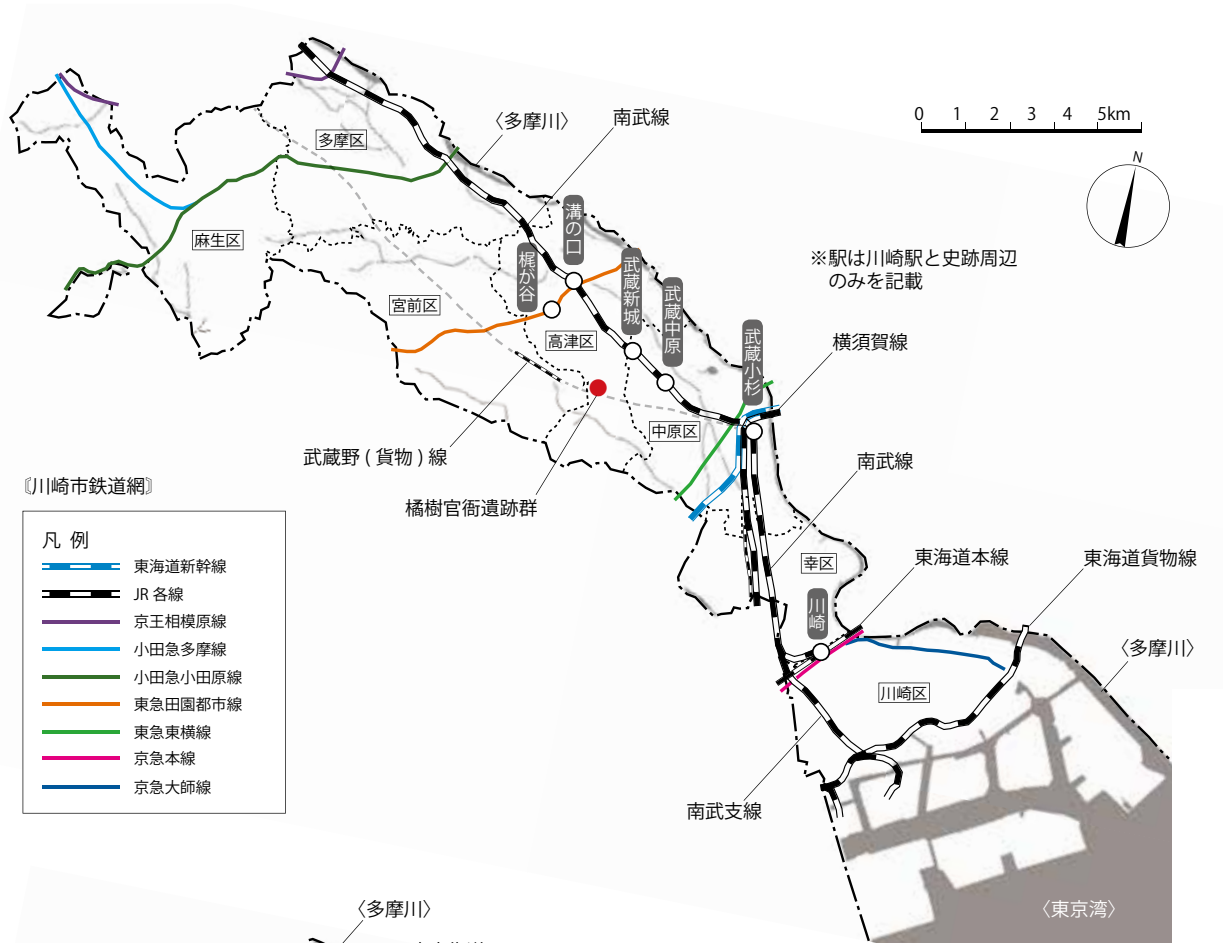


（2）土地利用

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。平成30（2018）年7月1日現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の約11.8%）である。

（3）交通アクセス（鉄道・道路）

川崎市内には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路線、55駅が運行されている。また道路交通網では、高速道路として東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）が通るとともに、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網も整備されている。また、神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、東西をつなぐ要衝として多くの道が存在している（第6図）。



第6図 川崎市内における交通アクセス（上：鉄道、下：主要道路）

(4) 公共施設・学校

川崎市には、平成30（2018）年4月1日現在、社会教育施設として、市民館（分館含む）13館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13館、県立図書館1館とともに、市立及び私立等の登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設が合わせて21館所在している。

また、市域には10校の私立大学、2校の私立短期大学、1校の市立短期大学、14校の県立高校、5校の市立高校、6校の私立高校等とともに、市立小学校113校、市立中学校52校等が所在している。

第4節 史跡指定地の状況

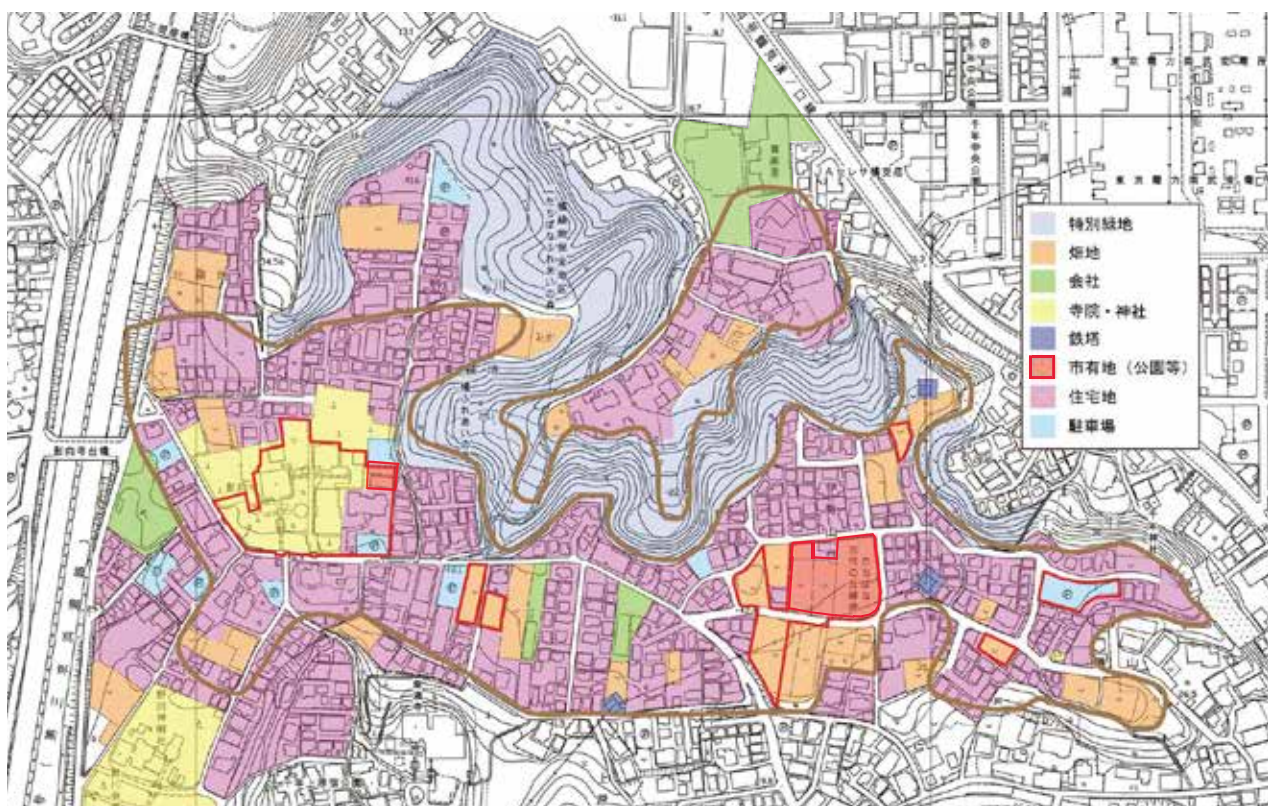
(1) 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は28.3%（国有地4.6%、市有地23.7%）であり、その他宗教法人が49.8%、個人所有地が21.9%である。

(2) 土地の利用状況

史跡指定地における土地の利用状況は、畑地が10.2%、寺院・神社が49.8%、市有地（公園等）が24.3%、住宅地が10.6%、道路が4%、駐車場が1.1%である。

また、保存活用計画の地区区分A・B地区では、特別緑地が0.5%、畑地が10%、会社が1%、寺院・神社が8%、鉄塔が0.5%、市有地（公園等）が2.4%、住宅地74.6%、駐車場3%である（第7図）。



第7図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図

(3) 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

第3章 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入って以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、川崎市教育委員会がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中で、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家（郡衙）の倉庫群であることが判明した。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を川崎市議会に提出し、翌年度に趣旨採択された。また、川崎市教育委員会はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成16（2004）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡家跡の一部である国有地1,645.25㎡の買収等を行い、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。また、平成24（2012）年度に政策決定した「基本的な考え方」に基づき、たちばな古代の丘緑地西側隣接地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国史跡として指定するための様々な取組を行った。

こうした取組を進める中、文化庁から、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であり、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すこととし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得後、平成26（2014）年7月に川崎市教育委員会から文部科学大臣あての国史跡指定の意見具申書を提出し、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、同年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

また、平成30（2018）年1月及び7月には、川崎市教育委員会から文部科学大臣あてに国史跡追加指定の意見具申書を提出した。1月に提出した意見具申については、国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、同年6月15日に国史跡追加指定の答申を受けた。

第2節 指定の状況

（1）指定告示

名称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

(2) 指定説明文と史跡指定範囲

標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家（郡衙）正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子が見えてくる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

(所在地) 神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

(地 域) 415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3、442番

(所在地) 神奈川県川崎市高津区千年字蟻山

(地 域) 480番2、480番3、482番1、523番1、523番2、523番3、2265番1、2265番2

(所在地) 神奈川県川崎市高津区千年字上原宿

(地 域) 369番2、369番4、370番2、370番3、370番4

(所在地) 神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

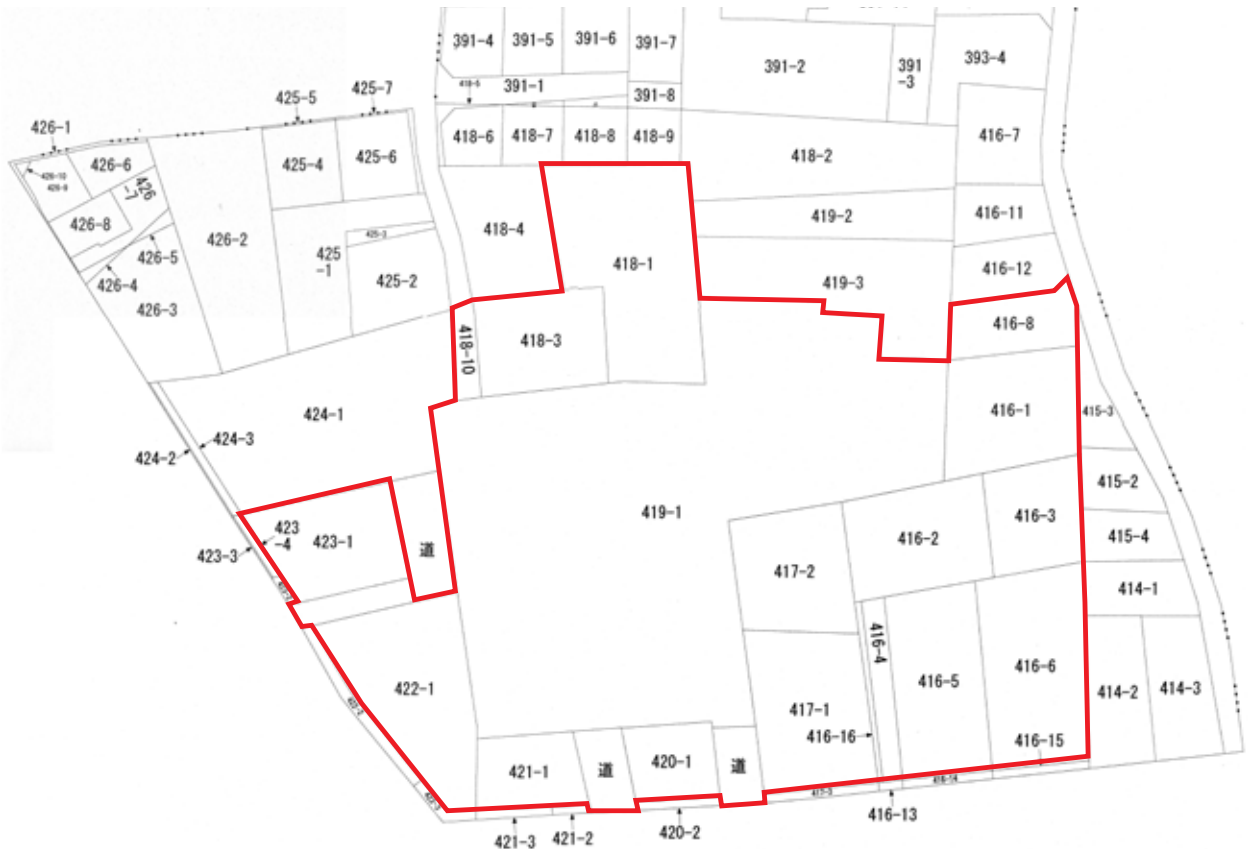
(地 域) 416番1、416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番8、416番16、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台415番8と同416番5に挟まれ同417番5と同425番3に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地417番1と同420番1に挟まれ同417番3と同420番2に挟まれるまでの道路敷、同420番1と同421番1に挟まれ同420番2と同421番2に挟まれるまでの道路敷、同422番1と同422番2に北隣する道路敷を含む。

— 国指定史跡範囲



第8図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図（橘樹郡家跡）



第9図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図（影向寺遺跡）

第3節 橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果

(1) 橘樹官衙遺跡群—橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）

①千年伊勢山台北遺跡の調査

橘樹郡家跡の調査を実施する直接の発端となったのは、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことによる。この宅地造成事業に伴い、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施されたが、この調査は盛土等によって現状保存できる住宅建設範囲は対象とせず、遺跡に影響を及ぼす道路計画範囲を対象に進めた。限られた範囲の調査であったが、この発掘調査で、東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物が発見された。これらの総柱建物の規模・構造・配置等には、各地の郡家遺跡で明らかになりつつあった正倉群と同様の特徴が認められることから、この遺跡が古代武蔵国橘樹郡の役所である橘樹郡家の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内で郡家と推定される遺跡の発見としては、武蔵国都筑郡家（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡家（鎌倉市）、相模国高座郡家（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

②橘樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、川崎市教育委員会では、川崎市の歴史や文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橘樹郡家の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、川崎市教育委員会は、平成8（1996）年度及び平成9（1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橘樹郡家跡の範囲や内容を確認するため橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（橘樹郡家跡第1～8次調査）を実施した。

このうち、第1次から第6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認等のために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査を実施した場所（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで川崎市教育委員会は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に川崎市教育委員会が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、橘樹郡家跡第7次調査を実施した。また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した地区（高津区千年字蟻山521-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や橘樹郡家跡第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで川崎市教育委員会は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地区と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に川崎市教育委員会が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、橘樹郡家跡第8次調査として

実施した。この第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

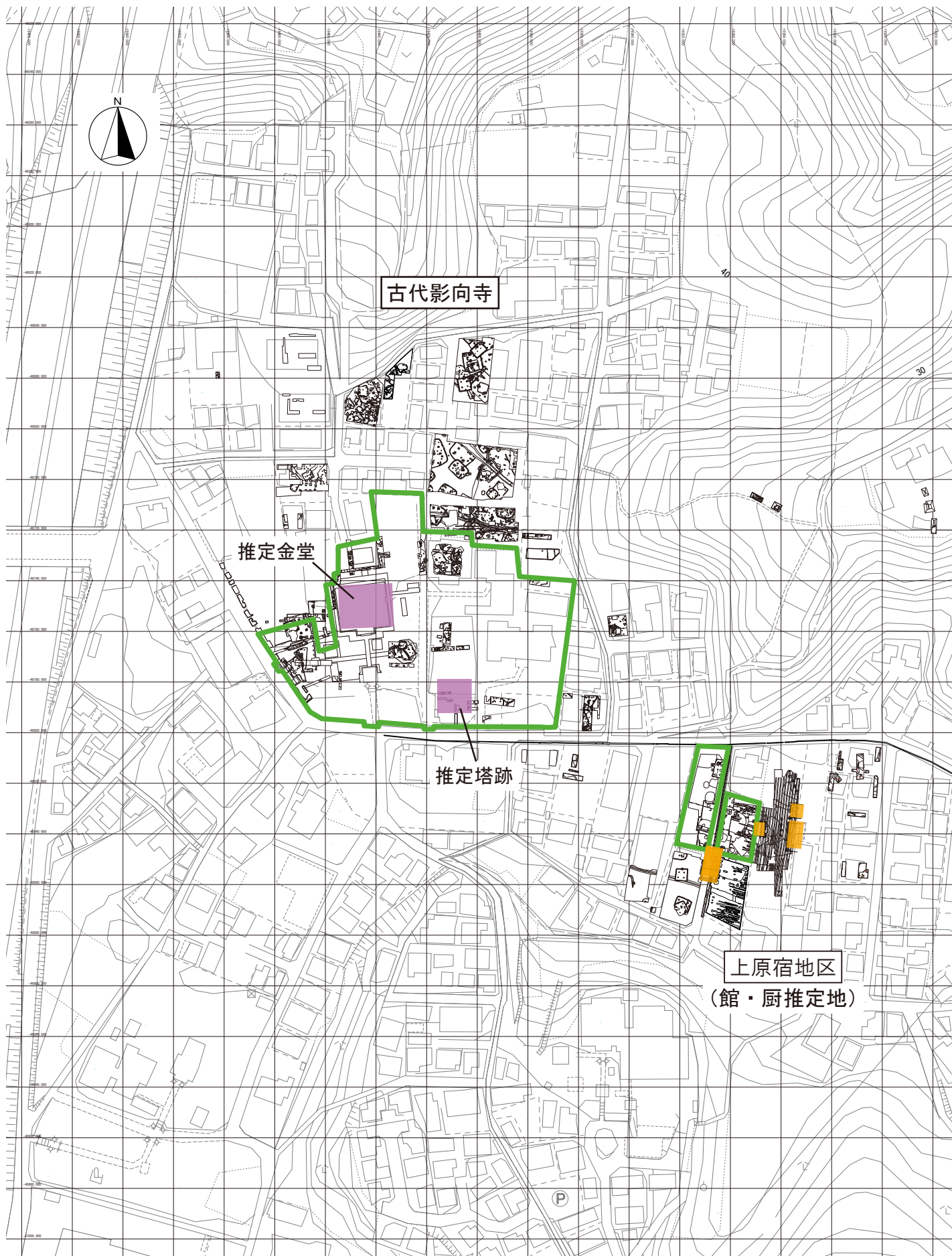
この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』（以下、「確認調査報告書」という）として刊行され、この事業は完了した。

③ガス管理設工事に伴う調査

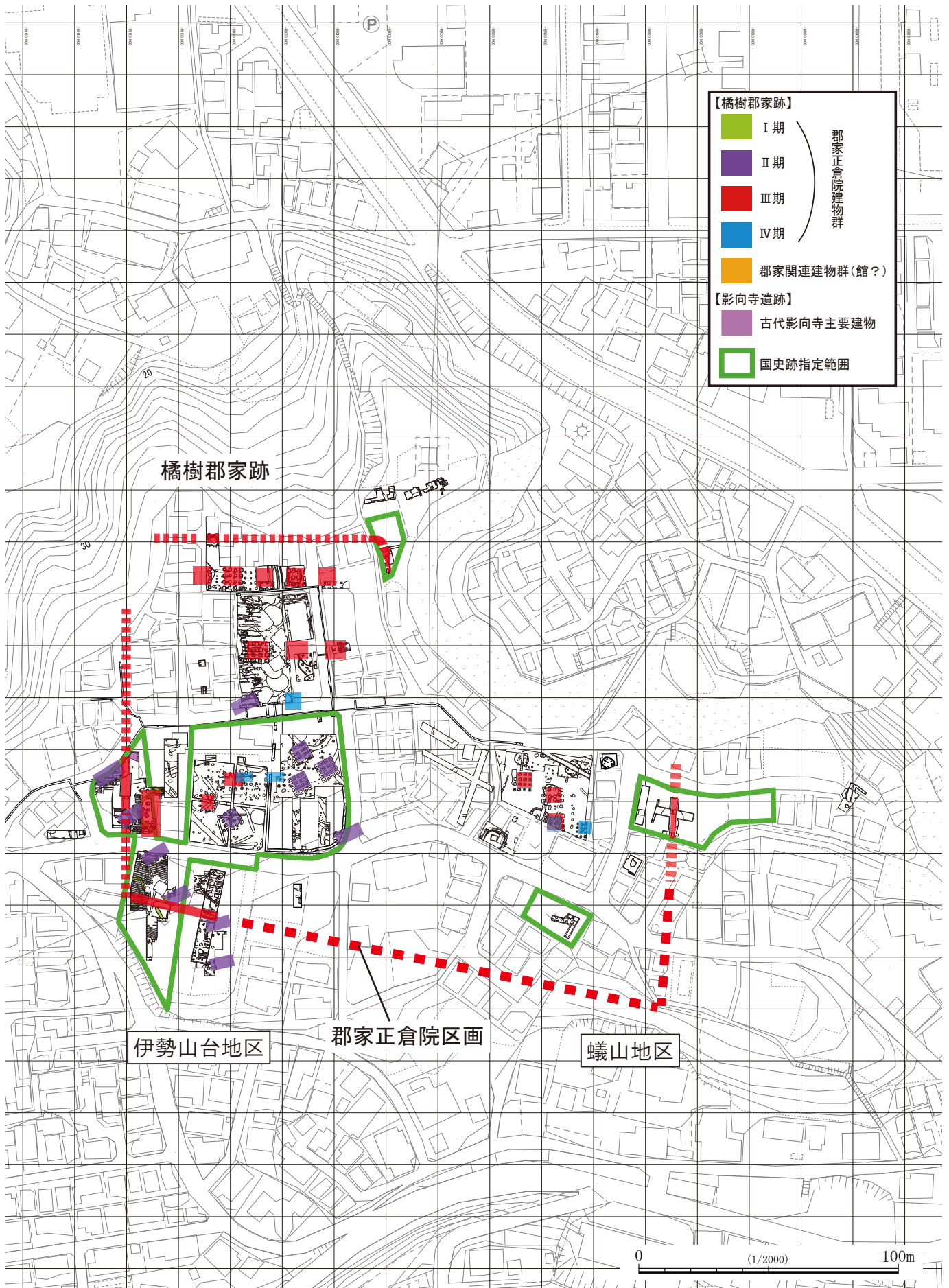
橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下、東京ガス）が、高津区千年字伊勢山台一帯においてガス管理設工事を実施する計画であることを確認した。そこで急遽、東京ガスと連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下、法93条届出）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて川崎市教育委員会と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて川崎市教育委員会に照会があったため、川崎市教育委員会と東京ガスとで協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民から早期着手を要請されて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し川崎市教育委員会としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は川崎市教育委員会により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がない上、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧等が必要となるが、川崎市教育委員会ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて川崎市教育委員会による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、川崎市教育委員会による確認調査を実施する等の措置を講ずることと合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガス管理設工事等の計画が生じた場合には、早急に川崎市教育委員会に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、川崎市教育委員会は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡家関連遺構が遺存していることを確認した（第9次調査）。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから川崎市教育委員会に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、川崎市教育委員会による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、川崎市教育委員会による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、川崎市教育委員会は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。



第 10 図 橘樹官衙遺跡群関連施設推定配置図（影向寺遺跡、橘樹郡家跡上原宿地区）



第 11 図 橋樹官衙遺跡群関連施設推定配置図 (橋樹郡家跡伊勢山台地区・蟻山地区)

④近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度～）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、川崎市教育委員会は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、川崎市教育委員会と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者に遺跡の詳細なデータを提供するため、川崎市教育委員会が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、川崎市教育委員会が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組について説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、川崎市教育委員会は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。川崎市教育委員会は、当該地が橘樹郡家跡第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認していることから、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向により、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出した。そのため、調査後、土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事等の事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られたことから、現状保存として取扱うことができた。

⑤橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、川崎市教育委員会は、遺跡群の価値を高め、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を平成26（2014）年度から実施することにした。その結果、調査成果等からその価値が認められ、平成27（2015）年3月10日に、史跡橘樹官衙遺跡群として指定された。

橘樹官衙遺跡群確認調査事業は、調査整備委員会の指導・助言を受け、平成26（2014）年度については橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）で2件（第14・15次）、平成27（2015）年度については橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において5件（第16～20次）、平成28（2016）年度については橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において3件（第21～23次）、平成29（2017）年度については橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において3件（第24～26次）を実施し、大きな成果をあげている。

（2）橘樹官衙遺跡群－影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的立地条件もあり、近世後期に編纂された

『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』等で紹介される等、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の2種類あること等が指摘されてきた。

その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成等不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50（1975）年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されることになり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8件、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4件、影向寺境内内墓地整備工事に伴う発掘調査が3件、合計15件の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）とともに橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、川崎市教育委員会は、遺跡群の価値を高め、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を平成26（2014）年度から実施することにした。その結果、調査成果等からその価値が認められ、東側に隣接する橘樹郡家跡とともに、平成27（2015）年3月10日に、史跡橘樹官衙遺跡群として指定された。

橘樹官衙遺跡群確認調査事業における影向寺遺跡の調査は、調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、平成28（2016）年度4件（影向寺遺跡第16～19次）、平成29（2017）年度1件（第20次）、平成30（2018）年度1件（第23次）を実施した。

また、橘樹官衙遺跡群確認調査事業とは別に、民間開発事業に伴い平成29（2017）年度2件（第21・22次）の発掘調査が実施された。

第4節 遺跡群における保存整備状況

橘樹官衙遺跡群については、平成27（2015）年3月10日に国史跡に指定されて以降、保存活用計画・整備基本計画の検討・策定を行ってきたため、史跡における保存整備はまだ実施していない。

ただし、橘樹郡家跡では、国史跡指定前の平成18（2006）年度、郡家跡が所在する土地の一部を川崎市が取得し、翌年度に取得した土地の整備工事を行い、平成20（2008）年7月1日に都市緑地「たちばな古代の丘緑地」として一般に供用を開始した（写真1）。



写真1 たちばな古代の丘緑地現況（北東から）

第4章 整備の方針と目標

第1節 基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、保存活用計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。

史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備する。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡整備の基本方針として、保存活用計画では次の6点を定めており、本計画においてもその方針を踏襲する。

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備
- (5) 史跡への交通アクセスや史跡説明板・サイン、ガイドンス施設・便益施設（駐車場・バリアフリー化等）の整備等、利用者の利便性の向上
- (6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備

第2節 整備目標

整備の基本方針に基づき、保存活用計画における活用の基本方針も踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の将来目指すべき姿として、整備目標を次のように設定する。

- | |
|--|
| ①橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を五感によって体感できる場として整備する。 |
| ②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用ができる場として整備する。 |
| ③橘樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。 |
| ④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。 |